

(表面)

尼崎市寡婦(夫)控除みなし適用申請書

年 月 日

(提出先)尼崎市長

住所 尼崎市

氏名

印(自署又は押印)

生年月日

電話番号

私は、本申請書裏面に記載の尼崎市が実施する寡婦(夫)控除のみなし適用の対象となる事業において、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

私は所得を計算する対象となる12月31日現在及び申請日現在、次の1～3のいずれかに該当していることを申し立てます。(該当番号を○で囲んで下さい)

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの。
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの。
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの。

※ 上記の「現在婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限ります。

※ 裏面に記載の「国制度適用事業」及び「尼崎市独自制度適用事業(3・6・7)」については、子の年齢制限はありません。その他の「尼崎市独自制度適用事業」については、20歳未満の子を有する人に限ります(詳細については、裏面でご確認ください)。

申請内容に虚偽があった場合、寡婦(夫)控除のみなし適用の取消、当該申請において適用された利用料の減額分又は給付額の追加分等の全額を返還することに同意します。

年 月 日 氏名

印(自署又は押印)

私は、尼崎市寡婦(夫)みなし適用に関して、尼崎市が要件確認を行うために必要な範囲で、私の市町村民税の申告及び児童扶養手当に関する情報を照会すること、及び戸籍、所得税に関する情報を含め、取得した情報を必要とする受付窓口を提供することについて、同意します。

年 月 日 氏名

印(自署又は押印)

【添付資料】

- 1 申請者・子の戸籍全部事項証明書(3ヶ月以内に発行したもの)
有効期限内の児童扶養手当証書の写しにより、戸籍全部事項証明書に替えることができます。
- 2 このほか必要に応じて、住民票、課税証明書など、みなし適用に必要な書類の提出を求めることがあります。

【注意事項】

- ・ 生活保護受給者、非課税の方は対象外です。
- ・ みなし適用を実施しても、利用料の減額等にならない場合があります。適用の結果につきましては、各事業担当課から通知します。
- ・ 当該申請書は寡婦(夫)控除のみなし適用に関するものであり、対象事業の利用に当たっては、別に事業ごとに申請が必要です。
- ・ 世帯の状況や所得状況など、該当要件に変更が生じた場合は速やかに申し出てください。
- ・ 所得税及び市民税は軽減されません。

(裏面)

寡婦(夫)控除みなし適用対象事業一覧

※チェックをした利用事業について、寡婦(夫)控除をみなし適用するよう申請します。

【尼崎市独自制度適用事業(表1)】(子の年齢20歳未満)

No.	利用事業	対象事業名	問い合わせ先
1		自動車改造費助成事業	北部保健福祉センター 北部障害者支援課(06-4950-0374) 南部保健福祉センター 南部障害者支援課(06-6415-6246)
2		日常生活用具給付等事業	
3		グループホーム等利用家賃補助事業 ※	
4		重度身体障害者訪問入浴サービス事業	
5		身体障害者手帳交付診断料特例給付事業	
6		障害者(児)移動支援事業 ※	
7		障害者(児)日中一時支援事業 ※	
8		子育て家庭ショートステイ事業	子供の育ち支援センター 2階 子どもの育ち支援センター こども相談支援課(06-6430-9979)
9		住宅改造支援事業	本庁北館3階 高齢介護課(06-6489-6335)
10		児童ホーム児童育成料	本庁北館2階 児童課(06-6489-6937)
11		病児・病後児保育事業	本庁北館5階 こども福祉課(06-6489-6349)
12		市営住宅家賃	本庁北館5階 住宅管理担当(06-6489-6632) ※受付は各管理センターへ

※本市独自制度適用事業のうち、3・6・7については、子の年齢制限はありません。その他の事業は20歳未満となります。

【国制度適用事業(表2)】

No.	利用事業	対象事業名	問い合わせ先
1		補装具交付・修理事業	北部保健福祉センター 北部障害者支援課(06-4950-0374) 南部保健福祉センター 南部障害者支援課(06-6415-6246)
2		重度心身障害者(児)介護手当支給事業	
3		在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業	
4		軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	
5		障害者(児)自立支援事業	
6		障害児通所支援事業	
7		療養介護医療給付事業	
8		特別児童扶養手当支給事業	
9		特別障害者手当・障害児福祉手当等支給事業	
10		自立支援医療等事業(更生医療)	南部保健福祉センター 南部地域保健課(06-6415-6342)
		自立支援医療等事業(育成医療)	
		自立支援医療事業(精神通院医療)	
11		小児慢性特定疾病対策事業	保健所 フェスタ立花南館5階 疾病対策課(06-4869-3053)
12		特定医療費(指定難病)支給事業	本庁南館1階 福祉医療課(06-6489-6359)
13		高齢期移行助成事業	
14		障害者(児)医療費助成事業	
15		母子家庭等医療費助成事業	
16		乳幼児等医療費助成事業	
17		こども医療費助成事業	
18		助産施設措置	北部保健福祉センター 塚口さんさんタウン1番館5階 北部福祉相談支援課(06-4950-0496) 南部保健福祉センター 南部福祉相談支援課(06-6415-6276)
19		母子生活支援施設措置	北部保健福祉センター 塚口さんさんタウン1番館5階 南部保健福祉センター 南部福祉相談支援課(06-6415-6276)
20		保育所保育料	本庁北館2階 こども入所支援担当(06-6489-6369)
		認定こども園(2号・3号)保育料	
		地域型保育事業保育料	
		副食費の免除(2号)	
21		高等職業訓練促進給付金事業	こども福祉課 (06-6489-6349)
22		児童手当	
23		児童扶養手当	教育・障害福祉センター3階 幼稚園・高校企画推進担当 (06-4950-5665)
24		実費徴収に係る補足給付事業	
25		副食費の免除	

※7月の利用料などから、寡婦(夫)控除のみなし適用を受ける場合は、6月中に申請をする必要があります。